

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	麻生津地区(浅水二日、浅水、真木、中野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集農業法人(1経営体)、認定農業者(4経営体)、個人農家(3経営体)が担っている。
【主要作物】水稻、飼料用米、大麦
【その他】農地の集積は進んでいる。後継者不在の中、将来にわたって営農継続を図るため、早急に引き続き後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集農業法人(1経営体)、認定農業者(4経営体)、個人農家(3経営体)が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦の栽培を行っていく。園芸品目の取り組みとして、飼料用トウモロコシの栽培を行う。
【その他】有機米等差別化した農産物の生産により、生産者の意識の高揚を図っていく。農業用ドローンの導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	7.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している(8割以上)。集落内で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一し、エリアごとに受け手に農地を配分するなど、引き続き担い手の作業効率に配慮しながら農地利用を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。経営の安定化と集落機能の発揮を図る中で、地域の後継者を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託している。草刈の委託を検討。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施しているが、防ぎきれないため金網の設置を検討している。②エコファーマを取得し、環境・保全の営農活動を推進する。③浅水二日:農業用ドローンの導入を検討する。⑦主計土地改良区内事業体の多面的機能支払交付金を活用し、水路・農道の整備、用排水の泥上げ、河川農道の草刈、畦畔農道の補修を行う。また、実験的に、畦畔に芝を植栽し畦畔保全を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	三十八社
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・耕作者ごとに農地の集約化を進めている。
・ブロック単位に共同経営を行っている。
【農業者】・「農業を担う者」である認定農業者と組合員で、耕作、水管理や畦畔の管理などを役割分担し、協力して経営している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者と組合員、及び組合員間で作業・経費・売上の分割を行うなど、共同で経営していく。
【将来の主要作物】水稻、麦、地域の特産品目(ソバ)、景観植物の栽培を行っていく。
【その他】ブロックごとに管理者を決めて管理作業を行い、定期的にローテーションする。営農継続できる農業者は引き続き耕作を行っていくが、離農により耕作できなくなった農地は入作を希望する認定農業者を受け入れることにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農業上の利用が困難な農地においては、粗放的な利用や保全管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
複数の農家が農地を管理しており、集約化を検討していく必要がある。集落内で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一し、基盤整備により農地の条件を整えるなどし、エリアごとに受け手に農地を配分していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用している。今後、営農継続が困難になった農業者についても、農地中間管理機構を活用して農地を貸し付ける。また、入作を希望する集落外の認定農業者を受け入れるとともに、耕作地の交換を行い、農地の集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布、カンントリーエレベーターを委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	○	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施している。⑦景観植物の栽培を行っていく。⑧育苗ハウス、農舎の建設を検討していく。
⑩プラン範囲内(三十八社町、浅水二日町地係)で貸付の意向が確認された農地は、248筆、140,437㎡となっている。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	下江尻、上江尻
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】集落営農組織及び集落外の法人等が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。将来にわたって集落の営農体制の継続を図るためには、後継者の確保・育成が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】集落営農組織及び集落外の法人等が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦の栽培を行っていく。麦やそばを導入し、経営の複合化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している。集落内で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一し、エリアごとに受け手に農地を配分するなど、引き続き担い手の作業効率に配慮しながら農地利用を行っていく。(集落の農地の8割以上を目標とする)
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
下江尻:活用しない。上江尻:活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少ないため対策は必要ない。②エコファーマーの認定を受け、減農薬栽培を実施し、高付加価値化を図る。⑦多面的機能支払交付金を活用してシバザクラの植栽を行い、草刈りの負担軽減を図る。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	森行
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者2経営体が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできているが、農地は担い手に集積されつつある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者2経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦の栽培を行っていく。
【その他】スマート農機具を取り入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集積しており(8割以上)、概ね集約化できている。今後も作業効率を配慮しながら集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分する。地代など地域内の耕作条件を統一する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外からも担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	○	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少ないため対策は必要ない。⑦多面的機能支払交付金を活用して、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑧農舎の建設を検討していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	末広
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】認定農業法人1経営体、認定農業者2経営体、個人農家2経営体が中心になって担う。
 【主要作物】水稻、米粉用米、大麦
 【その他】農地は概ね集積されている。今後も農業者の高齢化が予想されることから、後継者の確保・育成や農地の集積・集約化が課題となる。この土地集積化が進んだ場合、農業への関わりが薄れていくことにより、他の仕事を求めて村を出ていく事が問題となる。つまり人さらには家の消滅である。子・孫になるほど、その傾向が大きくいづれ村の消滅となっていく。この現象の根本は農業で食べていけない事によるものである。高価な農機具の買い替え時が廃業時と考えているのが現在の実情である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】認定農業法人1経営体、認定農業者2経営体、個人農家2経営体が中心になって担っていく。
 【将来の主要作物】水稻、野菜の栽培を行っていく。有機農業を取り入れる。
 【その他】耕作者への一区画面的集積となるように、営農計画書(細目書)の異動を計画的に行う。または、当事者間で調整をする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一し、エリアごとに受け手に農地を配分し、できる限り集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
費用がかかり過ぎるため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少ないため対策は必要ない。③農業用ドローンの導入を検討する。⑦家庭菜園を行っていく。多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑩支援策を考慮しながら、当事者間で調整していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	主計中
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、そば
【その他】農地は集落営農法人に集積されている。個々の従事者の高齢化が予想されることから、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。今後も地代など地域内の耕作条件を統一するなどし、作業効率に配慮しながら集約化できるよう配慮していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備を行い、後継者が継承する環境が整備されている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布、地盤整地、乾燥調製を委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①被害が少ないため対策は必要ない。⑦多面的機能支払交付金を活用し、シバザクラ等の植栽、防草シートの設置により、畦畔の草刈り作業の負担を軽減する。また、暗渠の清掃、給排水の修理を行う。エコ肥料の施用によって、環境保全の営農活動を推進する。									

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	三本木
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】集落外の法人・組織等が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化に伴い、集落外の担い手への集積が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】集落外の法人・組織等が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している。面的な集約には、法人同士の話し合いが必要となる。担い手の意向に配慮しながら集約化に取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①対策(電気柵)を実施している。⑦多面的機能交付金を活用し、畦畔の除草や排水路の清掃に取り組む。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	徳尾
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農法人1経営体、及び、集落外の認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、その他野菜
【その他】農地は概ね担い手に集積されている。今後も組織従事者などの高齢化が予想されることから、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農法人1経営体、及び、集落外の認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦の栽培を行っていく。
【その他】農業用ドローンの導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している。今後も作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく又は集落内の組織の中から担い手が出てくれば、その人に委託する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少していく。③農業用ドローンの導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	生野
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、及び、集落外の認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、果樹、その他野菜
【その他】 農地は担い手(集落営農組織又は認定農業者)に集積されている。組織従事者の高齢化が想定されることから、後継者の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、及び、集落外の認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】 水稻、野菜、果樹の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農組織による農作業と機械利用の共同化を図っている。組織の後継者不足が課題であることから、将来は集落外の認定農業者への貸付が想定される。担い手が耕作する農地はできる限り集約化し、作業効率の向上を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔除去等で機械作業の効率化を図り、後継者が継承できる環境を整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に檻と電気柵を連携して設置し、鳥獣害を減少していく。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	角原
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や、集落外の認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、そば
【その他】集落営農に取り組んできたが、後継者不足が課題であったことから、集落外の担い手への貸付を実施した。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や、集落外の認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦の栽培を行っていく。
【その他】米の付加価値を高めるためエコファーマー、遅植え等に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農業上の利用が困難な農地においては、粗放的な利用や保全管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が耕作する農地をできる限り集約化し、作業効率の向上を図る。(集落の農地の8割以上を目標とする)
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
各農家が圃場の整備に取り組み均平化等を行い、作業効率の向上・米の品質向上に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
田植え、収穫、農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵を設置し、獣害対策を実施していく。⑦家庭菜園を行っていく。多面的機能交付金を活用し、畦畔の除草や、排水路の清掃に取り組む。また、シバザクラ等の地被植物を栽培し、畦畔の草刈り作業の負担を軽減する。⑩集落外からの新規就農希望者を受入れ、集落内農業者と共同で園芸を導入し直売所を活用する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	銚ヶ崎
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人(水田利用)及び認定農業法人(畜産)が担っている。
【主要作物】水稻
【その他】将来にわたって営農継続を図るために、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人(水田利用)及び認定農業法人(畜産)が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。有機農業を取り入れる。
【その他】エコファーマーの取得や環境保全型農業者直接支払制度を活用し、環境保全活動を行い、農産物の高付加価値化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。今後も、基盤整備を行い農地の条件を整えるなど、受け手の作業効率に配慮しながら農地利用をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落の農業法人が中心となり農地を管理していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落山際に防護柵を設置し、獣害を減少させる。②平成9年度より稲作25haの内9haを低農薬、有機肥料で栽培し、集落内49戸(農家24戸、非農家20戸)の飯米として販売し、組合員の知人、友人へ縁故販売も行っている。⑦主計土地改良区を軸に多面的機能交付金を活用し、畦畔の草刈、畦畔の補修を行う。⑧育苗ハウスの建設を検討していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	今村
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】集落外の認定農業者・法人が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化や後継者確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】集落外の認定農業者・法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。
【その他】農業用ドローンの導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の6割の農地を担い手が耕作し、その他は個人農家が管理している。基盤整備を行い農地の条件を整えるなどし、農地の集約化を進めたい。(集落の農地の8割以上を目標に取り組む。)
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	○	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①被害が少ないため対策は必要ない。③農業用ドローンの導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑧育苗ハウスの建設を検討していく。									

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	今市
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織1経営体、及び、認定農業者1経営体が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、その他野菜
【その他】農地は集落営農組織に集積されている。将来にわたって営農継続を図るために、組織後継者の育成を図っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織1経営体、及び、認定農業者1経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦の栽培を行っていく。有機農業を取り入れる。
【その他】自動走行農機具の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。今後も集落内で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一し、基盤整備を行い農地の条件を整えるなど、エリアごとに農地を配分できるよう、受け手の作業効率に配慮しながら農地利用をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、維持管理や見廻り、埋没の協力などを行う(平成24年に今市町鳥獣害対策協議会を設立)。②機肥料の施用によって、環境保全の営農活動を推進する。③自動走行農機具の導入を検討する。⑦多面的機能交付金を活用し、シバザクラ等を植栽し、畦畔の草刈りの負担を軽減する。⑧農舎の建設を検討していく。⑩稲藁を利用して地域の祭事等に活用している。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	中荒井
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】農地は担い手に集積されてきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に担い手が集積・集約化している。今後も作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少ないため対策は必要ない。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	引目
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】集落内の個人農業者のほか、集落外の認定農業者(法人)が担っている。
【主要作物】水稻、果樹
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】今後も集落内の個人農業者のほか、状況に応じ集落外の農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、果樹、ぶどうの栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外から担い手を確保し、農地を維持管理していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業をJAに委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	杉谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人1経営体、及び、個人農家3経営体が担っている。
【主要作物】水稻、飼料用米、その他野菜
【その他】農地は担い手に集積されている。将来にわたって営農継続を図るために、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人1経営体、及び、個人農家3経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。有機農業を取り入れる。
【その他】有機農業を取り入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。今後も作業効率に配慮しながら集約化できるよう取り組んで行く。全員で農作業を分担し農地の維持管理に取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の実施を考えている(目標年度:令和12年度)。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では集落内で対応できているため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、獣害が減少させる。②有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進している。⑦多面的機能交付金を活用し、シバザクラ等を植栽し、畦畔の草刈りの作業負担を軽減している。⑩地元産の農産物を使ったイベントを実施し、集落への集客を図っている。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	安保
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、及び、認定農業者1経営体が担っている。
 【主要作物】水稻、その他野菜
 【その他】農地は担い手(集落営農、認定農業者)に集積されている。今後も組織従事者や農業者の高齢化が想定されることから、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、及び、認定農業者1経営体が担っていく。
 【将来の主要作物】水稻、麦の栽培を行っていく。
 【その他】有機農業を取り入れる。自動走行農機具(田植機)の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農業上の利用が困難な農地においては、粗放的な利用や保全管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の9割の農地を2名の担い手が耕作している。現在基盤整備を実施中で、農地は既に集約化されている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用する予定。
(3)基盤整備事業への取組方針
生産効率の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行っている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布、乾燥調製を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、獣害が減少していく。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進し高付加価値化を図る。③自動走行農機具(田植機)の導入を検討する。⑦家庭菜園を行っていく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	冬野
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っている。
【主要作物】水稻、飼料用米作物、果樹
【その他】農地は概ね集落営農組織に集積されている。耕作に不利な棚田や農業従事者の高齢化により、離農や遊休農地の増加に対する危機感が集落内で高まり、地域農業の存続について検討した結果、水田放牧を実施している。将来にわたって営農継続を図っていくため、組織従事者の後継者の確保・育成に取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、飼料用作物、果樹の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している。今後も作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①平成24年に冬野町鳥獣害対策協議会を設立しており、地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻り、埋設の協力などを行う。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑨「農業を担う者」が、水田放牧に取り組んでいる。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	花守
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織1経営体が担っている。
【主要作物】水稲、そば、その他野菜
【その他】農地は集積済みである。将来にわたって営農継続を図るために、後継者の育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織1経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稲の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。地代など地域内の耕作条件を統一するなどし、今後も作業効率に配慮しながら集約化できるよう取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施している。今後は防護柵を設置していく。⑦植林や保全・管理を行っていく。多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	三尾野
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落内の個人農業者5経営体、及び、集落外の認定農業者(法人)1経営体が担っている。

【主要作物】水稻、そば、その他野菜

【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落内の個人農業者5経営体、及び、集落外の認定農業者(法人)1経営体が担っていく。

【将来の主要作物】水稻、そば、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地は担い手(1名)と個人農家が管理している。複数の農家が農地を管理しており、各農家が耕作しやすいように集約化を検討していく必要がある。集落内で話し合い、できる限り各農家が担う農地の団地化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻り、埋設の協力などを行う(平成24年に三尾野町鳥獣害対策協議会を設立)⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	上細江
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農地】集落外の担い手の借受地は点在しており効率が悪い。
生産基盤について、特に集落の西側の排水路は、アーム柵渠で老朽化が進み吸い出し等が多く発生しているほか、下細江町との境にある幹線排水路は老朽化に加え断面不足で、大雨のたびに周辺農地で湛水被害が発生している。

【農業者】集落内には、中心的に農業を担っていく経営体が存在せず、入作している認定農業者等(集落外の担い手)への貸付が拡大している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者や認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻を主要作物とし、加工用米や飼料米等による生産調整に取り組む。
【その他】集落の農地を守るべく、個人農家の意思を尊重しつつ、担い手が効率的に耕作できるよう、畦の撤去による大区画化や集約化を進めるとともに、用排水路等について共同作業等による適切な管理、ならびに必要な改修を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当面は、集落の農地の7割を7名の集落外の担い手が、残りを個人農家が耕作または保全管理を行っていくが、担い手が耕作しやすいよう、エリアごとに受け手に再配分するなど、できる範囲で集約化に取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への集約化を進めるため、集落全体で農地中間管理機構(農地バンク)を利用することを検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化や湛水被害が発生している排水路の改修、畦の撤去による大区画化など、圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が耕作面積の拡大、または新たな担い手が入作しやすいように、集約化や圃場条件の整備に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
個人農家において、効率化が期待できる作業(農薬散布等)を委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

－	①鳥獣被害防止対策	－	②有機・減農薬・減肥料	－	③スマート農業	－	④輸出	－	⑤果樹等
－	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	－	⑧農業用施設	－	⑨耕畜連携	－	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
⑦ 多面的機能支払交付金を活用し、水路の泥上げや補修による適正管理、防草シート敷設による草刈り作業の労力軽減のほか、植栽とその管理、ゴミ拾い等による農村環境保全に取り組んでいく。									

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	下細江
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者が主となって担う。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者が主となって担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。
【その他】自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
複数の農家が農地を管理しており、各農家が耕作しやすいように集約化を検討していく必要がある。基盤整備を行い農地の条件を整え、できる範囲で集約化に取り組みたい(集落の農地の5割以上を目標に取り組む)。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では集落内で対応できているため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少ないため対策は必要ない。③自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、用排水路・柵の補修・改修、畦の復旧、草刈、防草シート張り、水路補修等を実施する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	上河北
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落内の個人農家や集落外の認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落内の個人農家や集落外の認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、野菜の栽培を行っていく。
【その他】自動走行農機具、農業用ドローンの導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
複数の農家が農地を管理しており、各農家が耕作しやすいように集約化を検討していく必要がある。当面は現状維持を目標としつつ、後継者のいない農地が出てきた際には随時地域の認定農業者に貸付けていく。集落の農地の8割以上を目標に、可能な限り農地の集約化を進めていきたい。農業の将来に期待が持てず、不安に感じている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
田植え、収穫、農薬散布、乾燥調整を委託している。費用がかかり過ぎるため、その他の活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	○	⑨耕畜連携	-	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①被害が少ないため対策は必要ない。③自動走行農機具、農業用ドローンの導入を検討する。⑦家庭菜園を行っていく。多面的機能支払交付金を活用し、農業施設の長寿命化、耕作放棄地の防止など農用地の維持、農村環境の保全に努める。農用地の機能の維持向上を図るため、土地改良施設維持管理適正化事業により基幹排水路の整備を進める。(平成28、29年)⑨「農業を担う者」が、畜産農家へわらの供給に取り組んでいる。									

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	下河北
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、及び、集落内外の認定農業者等が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、そば、大豆
【その他】農地は集積されつつある。今後も個々の農業者、組織従事者の高齢化が予測されることから、将来にわたって営農継続を図るために、後継者の確保・育成や、農地の集約化等に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、及び、集落内外の認定農業者等が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆の栽培を行っていく。
【その他】農業用ドローン(個人用)の導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね集約化されている。集落で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一している。(実施済) 今後は、更なる農作業効率の向上に配慮し、エリアごとに受け手に農地を配分することも検討していきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない。依頼があれば「農業を担う者」が対応する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①アライグマやアナグマ、ハクビシン、ワナカゴ等への対策を実施している。③農業用ドローン(個人用)の導入を検討していく。⑦多面的機能支払交付金を活用し、草刈、江掘り、農道の補修等を行う。⑨「農業を担う者」が、畜産農家へわらの供給に取り組んでいる。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	新開
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落内の認定農業者2経営体や、集落外の農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、飼料用米、その他野菜
【その他】農地は概ね担い手に集積されている。農業者の高齢化が予想されることから、将来にわたって営農継続を図るために、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】小規模の農業者が継続可能な限り耕作を続けていくとともに、「農業を担う者」である集落内の認定農業者や集落外の農業法人等が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、飼料用米、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農業上の利用が困難な農地においては、粗放的な利用や保全管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね集約化されている。複数の担い手が農地を管理しているので、引き続き今後集落内で話し合い、農作業効率の向上に配慮し農地を集約化を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
当面は現状のままとするが、いずれは集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	○	⑨耕畜連携	-	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
⑦多面的機能支払交付金を活用し、水路の泥上げ、水路法面、畦畔等の草刈り、農道の砂利敷き等を実施する。草刈り作業の労働力が今後不足すると認められるので、労働力の軽減のため、水路法面や、畦畔等へのシバザクラ等の植栽等を検討する。砂利敷きの労働力を軽減するため、未舗装農道のアスファルト舗装化を図っていく。 ⑨「農業を担う者」が、畜産農家へわらの供給に取り組んでいる。									

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	太田
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【主要作物】水稻、大麦、飼料用米、そば、子実用トウモロコシ

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者、認定農業法人が担っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者、認定農業法人が担っていく。一部の農地以外は「農業を担う者」に集約化する見込み。

【将来の主要作物】水稻、大麦、飼料用米、そば、子実用トウモロコシの栽培を行う。

【その他】地域の畜産農家等とも連携しつつ、経営の複合化を推進する。また、有機農業を取り入れていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化されている。さらに必要があれば、集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分するなど検討していきたい。(2027年以降)
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①現時点で対策は必要ないが、今後被害状況によっては対策を実施していく。②すでに一部個人で取り組んでいるが、有機農業を取り入れていく。完熟堆肥などの施用によって、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上低減する活動を推進することにより、環境に配慮した農業に取り組み、農産物の高付加価値化に繋げる。③農業用ドローンは概ね導入済みだが、今後は更新を検討していく。⑦多面的機能支払交付金を活用し、集落共同で畦畔の草刈作業等を実施する。⑨「農業を担うもの」が子実用トウモロコシの栽培を行い、近隣の養鶏農家に飼料を供給している。養鶏農家から鶏糞を受けとり田に施肥し、資源循環型農業に取り組んでいる。また、畜産農家へのワラの供給にも取り組んでいる。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	二上
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者、認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者、認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻(主食用米、加工用米)、麦、大豆の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
複数の農家が農地を管理しており、各農家が耕作しやすいように集約化を検討していく必要がある。集落内で話し合いを行い、地域の地代の統一や基盤整備により耕作条件を整えるなどし、集落の農地の7割以上を目標に、できる範囲で集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の実施を考えている(目標年度:令和5年度)。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
田植え、収穫、農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	☐ ②有機・減農薬・減肥料	-	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	-	☐ ⑤果樹等
-	☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	-	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	-	☐ ⑩その他	

【選択した上記の取組方針】

①電気柵や防護柵等の対策を実施している。。⑦多面的機能支払交付金を活用し、草刈り、江堀作業を行っていく。シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。⑨「農業を担う者」が、畜産農家へわらの供給に取り組んでいる。
--

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	半田1、半田2
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、ソバ
【その他】 農業者の高齢化が進んでおり、後継者の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、大麦、ソバの栽培を行っていく。
【その他】農業用ドローンの導入について、課題はあるが引き続き検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に全て集約化できている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
活用の予定はない。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で基盤整備事業に漏れた圃場の条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内の組織が中心となり維持して行く。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布、ソバの刈取りを委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①防護柵等の対策を実施している。②エコファーマーとして、有機、減農薬栽培に取り組んで行く。③農業用ドローンの導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用して、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。農業用施設の維持管理を適切に行うことで、施設の長寿命化を図るようにする。施設の更新に備え、積立を行う。営農組織の負担を減らすため、用排水路等の管理の形態を検討する。(全戸もしくは農家による共同作業など)

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	大土呂
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人、認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農地は集積されつつあるが、今後も農業者の高齢化が予想されるため、後継者の確保・育成や農地の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人、認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】 水稻(主食用米、飼料用米、加工用米)の栽培を行っていく。
【その他】有機農業を取り入れる。農業用ドローンの導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農業上の利用が困難な農地においては、粗放的な利用や保全管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
複数の農家が農地を管理しており、各農家が耕作しやすいように集約化を検討していく必要がある。現時点で集約化は必要ないが、状況に応じて集落内で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一するなどし、集約化に向け条件を整えていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。新規就農者の受け入れを検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	○	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少ないため対策は必要ない。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進している。今後も継続していく。③農業用ドローンの導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑨「農業を担う者」が、畜産農家へわらの供給に取り組んでいる。⑩乾燥・調整に取り組み、独自で販売する6次産業化を推進していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	徳光
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人を中心に担う。
【主要作物】水稻、大麦、飼料用米、そば
【その他】農地は概ね集積されている。将来にわたって営農継続を図るために、今後も後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻(酒米)の栽培を行っていく。
【その他】農業用ドローンを導入している。既存組織の若返りを図り、耕作放棄地の減少に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化されている。今後は、基盤整備を行い農地の条件を整えるなどして、できる範囲で集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の実施を考えている(目標年度:令和10年度)。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①防護柵等の対策を実施している。③農業用ドローンの導入を検討する。⑦家庭菜園を行っていく。多面的機能支払交付金を活用して、用水路の高寿命化や、シバザクラ等の植栽を行う。⑩野菜農家・既存組合の米、他市町農業者と加工業者が連携してパエリア等の加工品を学校給食・老人ホームに販売し、6次産業化を推進している。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	北山新保
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、その他野菜
【その他】農地は概ね集積されている。将来にわたって営農継続を図るため、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、大麦、野菜の栽培を行っていく。
【その他】作業の効率化を図るため、農業機械の充実と農作業場の建設など施設の整備を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。今後も作業効率に配慮しながら集約化できるよう取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
必要に応じて集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。構成員の高齢化解消のため、新規就農者を含めて若者の参加を積極的に募る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を集落の方が連携して設置し、獣害を防いでいく。⑦多面的機能支払交付金を活用し、暗渠排水の清掃、農道の草刈、防草シートの設置やパイプラインの補修を実施する。また、用水路の伏替等も検討する。⑩将来、6次産業化を含めた多様な経営とするため、地区内の女性住民にも参加を募る。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	北山
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、飼料用米、大豆、里いも
【その他】農地は概ね集積されている。今後も組織従事者の高齢化が想定されることから、将来にわたって営農継続を図るために、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。米の付加価値を高め、里芋等の地域ブランドの構築に努めていく。
【その他】有機農業を取り入れる。自動走行農機具(トラクター、田植機、コンバイン)等のスマート農業の導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。今後も作業効率に配慮しながら集約化できるよう取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔除去やそれに伴う均平化等の工事を行い、後継者が継承しやすい環境を整備する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻り、埋設の協力などを行う(平成24年に北山町鳥獣害対策協議会を設立)。②有機入り肥料や土壌改良剤の施用によって、環境保全の営農活動を推進する。③自動走行農機具(トラクター、田植機、コンバイン)等のスマート農業の導入を検討していく。⑦多面的機能支払交付金を活用し、用排水路の泥上げ、防草シートの設置、暗渠の清掃、水路の更新及び給水栓の更新を行う。⑩オペレーターの育成により、効率的な作業体系を構築する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)	
地域名 (地域内農業集落名)	帆谷	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が中心となって担う。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が中心となって担っていく。
【将来の主要作物】水稻、いちじく、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している。今後も作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させる。⑦足羽文殊土地改良区で多面的機能支払交付金を活用して、農道の草刈、砂利轆き、水路の泥上げ等を実施する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	大村
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落内の個人農家や集落外の認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落内の個人農家や集落外の認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。
【その他】集落の野菜を直売所に出荷し、経営の複合化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
複数の農家が農地を管理しており、各農家が耕作しやすいように集約化を検討していく必要がある。今後集落内で話し合い、地代など地域内の耕作条件を統一、負担金の発生しない程度で基盤整備を行うなどし、エリアごとに農地を受け手に配分できるよう検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
田植え、収穫、農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施している。集落ぐるみで獣害対策に取り組んでいく。⑦多面的機能支払交付金を活用して、畦畔の草刈や用排水の整備等を行う。⑨「農業を担う者」が、畜産農家へわらの供給に取り組んでいる。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	西袋
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、その他野菜
【その他】集落の農地は、概ね集落営農組織に集積されている。将来にわたって営農継続を図るため、後継者の育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、大麦、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。今後も作業効率に配慮しながら集約化できるよう取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
暗渠排水の整備や畦畔除去による大区画化などの圃場整備を行い、後継者が継承できる環境を整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。若年者用に農業マニュアルを作成し、新規就農の促進を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させる。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。⑦多面的機能支払交付金を活用し、江掘り、草刈、用水・排水の泥上げ等を実施する。シバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	生部
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】集落営農法人1経営体及び認定農業者1経営体が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、飼料用米
【その他】農地は集積されている。今後も農業者の高齢化が予想されることから、将来にわたって営農継続を図るために、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】集落営農法人1経営体及び認定農業者1経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、野菜の栽培を行っていく。野菜等を導入し、経営の複合化を図る。
【その他】そばの刈りなど受託作業を行い、収益の向上を図る。農業用ドローンの導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化されている。今後は基盤整備を行い、農地の条件を整えるなどして、更に農地の集約化を進めていきたい。(集落の農地の8割以上を目標に取り組む。)
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で中間管理機構を利用する予定。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔の撤去などに取り掛かり、後継者が継承できる環境を整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外から後継者を確保し、集落の農地の管理を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻り、埋設の協力などを行う(平成24年に生部町鳥獣害対策協議会を設立)。③農業用ドローンの導入を検討する。⑦景観植物の栽培を行っていく。多面的機能支払交付金を活用し、農道整備、水路の目地や老朽化した施設の補修を行う。エコファーマーを取得し、環境保全に取り組む。⑩米等の直接販売を行い、経営の多角化を図る。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	西大味
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っている。
【主要作物】水稻、大麦、その他野菜
【その他】 農地は集落営農組織に概ね集積されている。集落営農組織の従事者の高齢化が進んできているため、将来にわたって営農継続を図るために、後継者の確保・育成に取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、大麦、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。今後も作業効率に配慮しながら集約化できるよう取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備を行い、後継者が継承できる環境を整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。③スマート農業機器の導入により作業の効率化を図る。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	東大味
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】認定農業者が中心となって担う。
【主要作物】水稻、大麦、飼料用米
【その他】 農業者の高齢化が進んできており、後継者の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】認定農業者が中心となって担っていく。
【将来の主要作物】水稻、大麦、飼料用米の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している(8割以上)。今後も作業効率に配慮しながら集約化できるよう取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、獣害の防止に努める。⑦多面的機能交付金を活用し、用水路の泥上げ、環境美化、パイプラインの補修等を実施する。集落で連携して農道の敷砂利を行う。⑩地元産の農産物(そば)を使ったイベントを開催し、地区内の農業への理解を深める。直売所を活用して野菜の販売に取り組み、高齢者が生きがいをもって営農する。稲藁を活用し、左義長祭りの資材に活用する。地区内に直売店を設け、地元の農産物の生産拡大と地産地消を図る。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	田治島
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である個人農家が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進み、後継者の未定の農地が増えてきている。担い手・後継者が安心して農業を営むため、環境整備が重要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】できる限り「農業を担う者」である個人農家が担っていく。集落ないで対応できない農地が出てきた際には、集落外の担い手を受け入れることにより対応していく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
複数の農家が農地を管理しており、各農家が耕作しやすいように集約化を検討していく必要がある。今後集積を進める際には集落内で話し合い、農作業効率の向上に配慮し農地を集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。担い手・後継者が安心して農業を営むため、環境整備が重要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	岩倉
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、飼料用米、その他野菜
【その他】集落営農組織が設立されているが、後継者の確保や経営規模等の観点から課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。
【その他】有機農業を取り入れる。今後、個人経営体を受け入れて貸し付けることを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分するなどし、集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で中間管理機構を利用する予定。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布、育苗を委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻り、埋設の協力などを行う(平成26年に岩倉町鳥獣害対策協議会を設立)。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。⑦多面的機能支払交付金により、用水の水漏れの補修、畦の草刈、用水の水質検査等を行う。⑨「農業を担う者」が、畜産農家へのわらの供給に取り組んでいる。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	田中
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落内の個人2経営体や、集落外の認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落内の個人2経営体や、集落外の認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
複数の農家が農地を管理しており、各農家が耕作しやすいように集約化を検討していく必要がある。今後集積を進める際には集落内で話し合い、農作業効率の向上に配慮し農地を集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	○	⑨耕畜連携	-	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
⑦多面的機能支払交付金を活用し、排水路の点検補修、排水路の防草シート張り、排水路の泥上げ、法面の草刈、農道の砂利轢き、ひまわりなどの景観作物の植栽等を行う。⑨「農業を担う者」が、畜産農家へわらの供給に取り組んでいる。									